

大手住宅メーカー初 事実婚・同性パートナー人事登録制度を新設 誰もが自分らしく生き、安心して働ける社会へ

積水ハウス株式会社は、配偶者と同等の関係にある「異性事実婚」や「同性パートナー」にも異性婚の配偶者と同様に社内規則や福利厚生制度の適用を行う「異性事実婚・同性パートナー人事登録制度」を新設し、2019年11月1日より運用を開始します。当社は様々な背景や個性を持った従業員がお互いの違いを認め合い、能力を最大限に発揮する組織を目指し、ダイバーシティを推進しています。なお、今回の人事制度改定は大手住宅メーカー^{*}初の取り組みです。

- 「異性事実婚・同性パートナー人事登録制度」を新設し、異性婚と概ね同等の処遇に
- 様々な個性の従業員が互いの違いを認め、能力を最大限に発揮できる組織へ
- 誰もが自分らしく生き、安心して働ける社会の実現に寄与する

当社は「『わが家』を世界一幸せな場所にする」というビジョンを掲げています。そして、お客様に幸せを提供する従業員も幸せであるべきという考えのもと、積水ハウスを世界一幸せな会社にするため、様々な人事制度や福利厚生制度を整えてきました。その一環として、女性従業員が活躍し続けるための制度や、男性従業員の家事育児への参画を促す特別育児休業制度「イクメン休業」などに取り組んでいます。また、LGBT等性的マイノリティに関しても社内研修等を通じて理解醸成を進めてきました。

家族のあり方が多様化している現在、性的指向や性自認に関わらず、誰もが自分らしく生き、安心して働ける組織の実現を目指す取り組みの一つとして、社内規則・制度の適用範囲を、配偶者と同等の関係にある「異性事実婚」「同性パートナー」にも拡大します。上記の「イクメン休業」も適用いたします。

■ 適用する社内規則・制度例

- ・ 休暇関連 : 結婚休、忌引休、法要祭祀休、パートナーの出産・育児、介護にかかわる休暇等
- ・ 手当関連 : 家族手当、別居手当等
- ・ 福利厚生関連 : 慶弔見舞金、福利厚生代行サービスの利用、
グループ保険（任意加入）の死亡保険金受取人として指定可 等

■ スケジュール

2019年11月1日 運用開始

積水ハウスは「人間愛」を企業理念の根本哲学とし、全ての多様な人材が活躍できる働き方改革を推進しています。今後も、世の中に先んじたダイバーシティ経営を推進し、ESG経営のリーディングカンパニーを目指してまいります。

■ 積水ハウスのダイバーシティの取り組みはこちら

<http://www.sekisuihouse.co.jp/company/diversity/>

^{*}大手住宅メーカーとは、2018年度決算において売上高上位8社を指します。